

調達要求番号：

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | |
|------------------|-------------|-------------|
| 物 品 番 号 | — | 仕 様 書 番 号 |
| 分光光度計（U-2900）の校正 | EM-T500690C | |
| | 防衛大臣承認 | 年 月 日 |
| | 作 成 | 平成26年 5月22日 |
| | 変 更 | 平成31年 3月19日 |
| | 作成部隊等名 | 関東補給処用賀支処 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、関東補給処用賀支処における分光光度計の校正について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

日本薬局方

2 校正に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 校正品名及び器材番号

校正品名及び器材番号は、仕様書の名称による。

2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 j)に示す“校正”とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a)に示す“標準作業方式”とする。

2.5 校正作業

校正作業は、表1による。

表 1—校正作業

| 番号 | 工程名 | 作業内容 | 注記 |
|----|-----------|---|--|
| 1 | 外観点検等 | a) 外観点検 欠品の有無, 外部の損傷状況の点検 b) 使用部品等の点検 校正作業に必要となる部品及び測定機器等の点検 | — |
| 2 | 分解 | 点検に必要な部位 (ケース等) の分解 | — |
| 3 | 各装置の試験・校正 | 測定機器, 記録計, 器具及び試薬等を用いて, 2.6に基づき, 試験・校正する。 | a) 試験・校正要領は日本薬局方及び取扱説明書等による。 b) 使用する測定機器に関しては, 国家検定又は公的校正機関等の検査等を受けているものとする。 c) 試験・校正に必要な清掃, 調整等を含むものとする。 d) 試験結果について試験成績書に記載するものとする。(試験成績書の様式は任意のものとする。) |
| 4 | 組立 | 番号2で分解した部位の組立てを行う。 | — |
| 5 | 調整・修正 | 試験・校正の結果によって, 必要な調整・修正を行う。 | 基準値との誤差を調整・修正する。 |
| 6 | 動作確認 | 総合確認点検をする。 | a) 点検は, 取扱説明書の基準に基づき, 動作確認をする。 b) 動作確認の結果, 異常が無いことを試験成績書に記載する。 |
| 7 | 完成検査 | 3.2 b)による。 | — |

2.6 校正基準

校正基準は, 公的機関, 公的機関から指定 (登録) を受けた者及び製造者が規定する校正基準による。

2.7 校正実施場所

校正実施場所は, GLT-CG-Z500002の2.6 b)に示す“官側の施設など”とする。

3 品質保証

3.1 試験

試験に必要な器材, 設備などは, GLT-CG-Z000001の3.1.2による。

3.2 監督及び検査

監督及び検査は, 次による。

- a) 契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

- b) 完成検査は、公的機関、公的機関から指定（登録）を受けた者又は製造者が発行する校正済証などをもって完成検査合格とする。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 2 による。

表 2－提出書類

| 番号 | 書類名 | 部数 ^{a)} | 提出先 | 提出時期 |
|---|------------------------------|------------------|--------|-------|
| 1 | 性能確認試験 試験成績書 | 3 | 契約担当官等 | 校正終了後 |
| 2 | 校正証明書又は校正結果報告書 ^{b)} | 1 | | |
| 注 ^{a)} 部数については基準とし、異なる場合は調達要領指定書によって指定する。 ^{b)} 校正結果報告書は、校正が不能な場合に提出するものとする。 | | | | |

5.2 保証期間

保証期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.5によるほか、保証期間内に不具合が発生した場合、発生状況の確認を行うものとし、その際の確認作業料は、本契約作業料に含むものとする。

5.3 官側の支援

官側の支援は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の7.3による。

5.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。